

老高発 1225 第 2 号
老振発 1225 第 1 号
平成 25 年 12 月 25 日

都道府県
各 指定都市 福祉担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）

振 興 課 長
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について

介護保険制度の円滑な推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後、高齢化の進展に伴い、理容師又は美容師が在宅や老人福祉施設に赴き、高齢者に対して理容又は美容を行う機会が増大していくことが予想されますが、高齢者の心身の状況を踏まえ、衛生管理に特段の留意が求められることから、今般、当省健康局生活衛生課より、別添のとおり依頼があったところです。

特に、入所者の重度化が進む介護老人福祉施設においては、入所者に対し、整容等の介護を適切に行うことが求められます。

つきましては、老人福祉施設での出張理容・出張美容に関し、下記事項について御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対して周知いただきますようお願いいたします。

また、在宅で介護を行う高齢者に係る出張理容・出張美容についても、あわせて、下記事項の 2 について御了知の上、管内市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 老人福祉施設において出張理容、出張美容を行う場合には、理容師又は美容師の施術や衛生保持の上で適切な場所を確保願いたいこと。また、その際、洗髪のための設備等施術環境にも十分配慮願いたいこと。
2. 出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと。

健衛発 1 2 2 5 第 1 号
平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

老健局高齢者支援課長 殿
老健局振興課長 殿

健康局生活衛生課長
(公 印 省 略)

出張理容・出張美容に関する衛生管理について

標記については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成 19 年 10 月 4 日付け厚生労働省健康局長通知）によって、別添のとおり、地方公共団体に対し、その指導に遺漏なきようお願いしているところですが、今後、高齢化の進展に伴い、在宅や老人福祉施設に理容師又は美容師が赴き、高齢者に対して理容又は美容を行うケースが増加していくことが予想されます。

出張理容・出張美容については、上記の通知においても、都道府県等の検査の上で利用が認められるなど指導の枠組みのある理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。以下、同じ。）が実施主体としてはふさわしい旨を示すとともに、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づき衛生の確保や向上を図ることを求めているところです。

高齢者に係る出張理容・出張美容については、高齢者の心身の状況を踏まえ、衛生管理に特段の留意が求められることから、老人福祉施設での出張理容・出張美容については、施設の設備及び運営を監督する観点からも、下記の点に留意していただくよう、施設の関係者に対して、所要の指導をお願いします。

また、在宅で介護を行う高齢者に係る出張理容・出張美容についても、あわせて、下記の 2 に関して留意をいただくよう、地方公共団体に対して周知をお願いします。

記

1. 老人福祉施設において出張理容、出張美容を行う場合には、理容師又は美容師の施術や衛生保持の上で適切な場所を確保願いたいこと。また、その際、洗髪のための設備等施術環境にも十分配慮願いたいこと。
2. 出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと。